

## 1 衛生委員（廃棄物減量等推進員）の業務について

- (1) 衛生委員（廃棄物減量等推進員）は、伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、伊奈町衛生委員設置規則の規定に基づき、衛生業務の円滑な運営を図るため、各行政区に依頼しています。
- (2) 代表衛生委員（各区1名）  
地区のまとめ役になり、町との連絡、調整を行います。
- (3) 委員の職務  
町が行う衛生業務にご協力をいただくと共に、地区活動のリーダーとして、環境衛生に関する諸業務を積極的に推進することを職務とします。

### <主にお願したいこと>

ア 一般廃棄物の分別の指導に関すること。

- ・分別収集を徹底するよう住民への協力要請を行い、分別意識の高揚を図る。

イ 地域のごみ集積所の環境衛生の保全及び監視に関すること。

- ・ごみ集積所が、鳥獣等によるごみの散乱などの支障をきたすことのないよう利用者に指導する。また、ごみ集積所の見回りを可能な限り行い、環境衛生の保全及び公衆衛生の向上を図る。

ウ 不法投棄及び不適正排出など、町への通報等に関すること。

- ・不法投棄された場所（道路等）を確認した場合は、町へ連絡する。
- ・ごみ集積所に処理困難物等が不適正排出された場合は、町へ連絡する。

エ 環境美化に関すること。

- ・地区清掃、環境美化事業に協力する。

## (4) 報酬等

年額7,000円を報償費としてお支払いします。

## 2 町のごみ処理体制について

町内から発生する一般廃棄物である可燃ごみ（もやすごみ）、不燃ごみ（もやさないごみ）、再生資源ごみ、粗大ごみについては、クリーンセンターにおいて安全で衛生的に処理しています。この施設の能力を十分に発揮させるためにも、ごみを正しく分別して出すことが必要です。

### (1) 定期収集

ごみ収集カレンダーに基づき、正しく出してください。（後述の「ごみの出し方の注意点について」もご参照ください。）

・可燃ごみ	週2回
・プラスチック製容器包装	週1回（原則）
・カン	月2回（原則）
・ペットボトル	月2回（原則）
・透明ビン	月1回
・色付ビン	月1回
・古紙・古布類	月2回（原則）
・蛍光管、水銀計、電球	年2回
・廃乾電池	年2回
・不燃ごみ	月2回（原則）
・ライター・着火器具	年2回

**○朝8時まで、決められた場所に整理して出してください。**

ごみを出す際には、透明もしくは中身が確認できる半透明の袋を使用してください。（透明もしくは中身が確認できる半透明のレジ袋は使用できます。）黒い袋、ダンボール箱、紙袋、発砲スチロール箱、肥料袋等、中身が確認できないものに入っている場合は回収できません。

○ごみ集積所は町内に約1,350箇所あり、順次収集を業者に委託しています。

### (2) 特別収集

○粗大ごみ

- ・粗大ごみとして取り扱うごみの大きさの目安は、45リットルのポリ袋に入らない（口が結べない）大きさのものとります。

**※布団、じゅうたん、シーツ等は処理の都合上、折り畳んで袋に入る場合でも粗大ごみとります。**

- ・粗大ごみは、ごみ集積所には出せません。クリーンセンターへ自己搬入するか、クリーンセンターへ運搬依頼（有料）してください。
- ・処理費及び収集運搬手数料

処理手数料 500円/m<sup>3</sup>（※普通自動車のトランクに入る程度）  
運搬手数料 1,000円/回

※自己搬入の受付は、午前9：00から午後4：30までです。

（土曜日・日曜日及び年末年始を除く）

※運搬依頼する収集日は、原則、月曜日及び火曜日です。あらかじめ、クリーンセンターへ予約して確認してください。

なお、都合により収集日を変更することがありますのでご了承ください。

○飼い犬、猫等が死亡した場合の死体処理

クリーンセンターに自己搬入するか町（環境対策課）又はクリーンセンターに運搬を依頼してください。

※自己搬入した場合は、1体1,000円、運搬を依頼した場合は1回につき1,000円の運搬手数料が加算されます。

上尾伊奈斎場つつじ苑に自己搬入し火葬することもできます。

（50kg未満に限る。要予約。重量等により料金は異なります。）

**※道路上で轢かれて死んでいる猫等を見つけた場合は町（環境対策課）又はクリーンセンターへ連絡してください。**

（3）ごみ集積所

- ・ごみ集積所の設置や維持管理につきましては、利用者の皆さんで行っていただいております。
- ・新設については、概ね5世帯につき1箇所となっており、詳しくは別添「伊奈町ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」をご覧ください。
- ・ごみ集積所の清潔保持のため、衛生委員の方には見回り指導をお願いします。
- ・防鳥ネットを無償でお貸ししておりますので、環境対策課へ相談してください。
- ・ごみ集積箱等を設置する方に、設置費補助金制度があります。  
補助対象：集積箱の購入費・修繕費・作製材料費  
※詳細は環境対策課へお問合せください。

（4）ごみの減量化の推進

- ・生ごみ処理容器等購入費補助金制度があります。  
補助対象：コンポスト・EM式・電気式
- ・資源回収団体奨励補助金制度（資源回収団体の育成、援助）があります。  
※詳細は環境対策課へお問合せください。

（5）ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

- ・町では紙のごみカレンダーのほかにスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しております。  
その日の分別情報に関する通知や詳しい分別方法を掲載したアプリとなりますので地域の方々にご周知ください。

Android端末をお使いの方



iOS端末をお使いの方



### 3 ごみの出し方の注意点について

町では、ごみを12種類に分別していただき、収集を行っております。

しかしながら、収集できないものや、分別が不十分な状態のものが集積所に出されていることも見受けられます。

これらは、収集車や処理施設での事故にも繋がるほか、温室効果ガスの排出増加の原因ともなります。下記の点にご注意いただき、ごみの分別にご協力ください。

#### ○ごみの種類

##### ①可燃ごみ

- ①プラスチック類を混ぜないでください。
- ②生ごみは水切りをしてください。

##### ②不燃ごみ

- ・スプレー缶・ガス缶は混ぜないでください。
- ・危険物（ガラスのかけているものや包丁等）は新聞紙等に包んでください。
- ・おもちゃや電子機器など、電池が中に入っている場合は取り外してください。

##### ③プラスチック製容器包装（資源）

- ・プラスチック製容器包装マークの付いているものだけです。  
マークの無いものは不燃ごみの日にお出しく下さい。
- ・異物を取り除いてください。
- ・中をすすいでください。



##### ④カン（資源）

- ・異物を取り除いてください。
- ・スプレー缶・ガス缶は必ず使い切ってからお出しく下さい。  
ガスを抜く際には穴を開けずに室外で吹き出し口を地面に刺して抜きましょう

##### ⑤ペットボトル（資源）

- ・ペットボトルマークを確認してください。
- ・キャップ・ラベル等はずして分別してください。
- ・異物を取り除いてください。
- ・中をすすいでください。



##### ⑥透明ビン・色付きビン（資源）

- ・異物を取り除いてください。
- ・キャップ等はずして分別してください。
- ・色別に分別をお願いします。

⑦古紙（資源）

- ・品目ごとにひもに束ねてください。
- ・紙以外のものを混ぜないでください。
- ・禁忌品は可燃ごみでお出してください。

例：食品の包装等、汚れのついたもの  
洗剤やお香の包装等、臭いのついたもの  
お酒のパック等、フィルムが蒸着してあるもの

**※雨が降っていても袋に入れしないでください。**

⑧古着（資源）

- ・透明・半透明の袋に入れてください。
- ・洗濯して乾燥させてください。
- ・**雨の日や雨の降りそうな日は収集できません。**  
次回の収集日にお出してください。
- ・破れたもの、汚れたものは収集しませんので、可燃ごみの日にお出してください。

⑨蛍光管・水銀計・電球等（資源）

- ・集積所に出す場合は、割れないようにしたうえで、年2回の指定日にお出してください。
- ・LED電球・LED蛍光灯は別袋に入れ、「LED」等の表示をし出してください。
- ・蛍光管の回収ボックスが役場、ふれあい活動センター、県民活動総合センター出張所にごございますのでご利用ください。

⑩廃乾電池（資源）

- ・集積所に出す場合は、年2回の指定日にお出してください。
- ・廃乾電池の回収ボックスが役場、図書館、総合センター、ふれあい活動センター、県民活動総合センター出張所にごございますのでご利用ください。

⑪ライター・着火器具（部分的に資源）

- ・廃乾電池と同じ収集日にお出してください。（年2回）
- ・必ず使い切り、廃乾電池とは袋を分けてお出してください。

**※公共施設での回収は実施していません。**

**⑫充電式小型家電（収集不可）**

デジタルカメラやモバイルバッテリー等の電池が外せないものは、集積所では収集できません。

**充電式小型家電の回収ボックスが役場、ふれあい活動センターにごございますのでご利用ください。**

#### 4 ごみ集積所の見回りについて

目 的 ごみ集積所の見回りを行い、環境衛生の保全及び公衆衛生の向上を図る。

実施方法 地区内に設置してあるごみ集積所の見回りを実施し、清潔の保持を利用者に呼びかけるとともに、不適切なごみの排出に関して指導を行う。

**※原則、ルール違反ごみは排出者もしくはごみ集積所の利用者皆様の責任において、正しく分別していただき、ごみ集積所に再度出していただきます。**

しかしながら、分別等が難しく、ルール違反ステッカーが貼り付けられてから1週間以上経過したものにつきましては、町で回収等の対応を行っていますので、発見した際は環境対策課までご連絡ください。（集合住宅等の集積所は除く）

※「年末年始のごみ集積所見回りのお願い」については、12月上旬に各委員様宛に郵送にてご連絡させていただきます。

**※町では、自治体委託業務等災害補償保険制度に加入しており、業務中に災害を被った際に、補償が行われます。**

万一、ごみ集積所の見回りその他衛生委員としての活動中に事故等に遭った場合は、保険適用となる可能性がありますので、環境対策課までご連絡ください。

#### 5 資源物回収日の「持ち去り禁止」にご協力ください

新聞紙などを持ち去る業者が目撃されています。

町条例では、集積所に出された古新聞紙などの所有権は町にあり、町と契約した業者しか収集業務ができないことになっています。

##### 【最近の状況】

時間帯： 朝から昼過ぎまでの時間帯で活動しており、出没时间帯は様々です。主に新聞紙を狙っています。

車 両： ワンボックスや軽トラックで集積所から持ち去るものが、目撃されています。

町では、資源物の持ち去りを防止するため、古紙回収日にパトロールを実施しております。また、衛生委員の皆様におかれましても、お近くの集積所において古紙類の持ち去りを見かけた際は、警察、環境対策課までご連絡ください。

※ご連絡していただく内容

→ 車のナンバー、色、見かけた場所等をご連絡ください。

※危険ですので、自分で取り押さえることはしないでください。

衛生関係公共機関等一覧

名 称	住 所	電 話	備 考
伊奈町役場環境対策課	中央４－３５５	721-2111	全般の対応
伊奈町クリーンセンター	小針内宿２００５	728-5321	ごみ処理施設、 犬猫の死体受入
伊奈町シルバー人材センター	中央４－４００	720-5911	自己所有地の 草刈（有料）
上尾警察署	上尾市本町５－１－１	048(773)0110	不法投棄、古 紙持去り等
〃 小室交番	本町２－６１	721-0934	〃
〃 羽貫駅前交番	学園１－７８	723-7217	〃
鴻巣保健所	鴻巣市東４－５－１０	048(541)0249	犬の相談
埼玉県中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 ５－６－５	048(822)5199	環境全般
埼玉県動物指導センター南支所	さいたま市桜区在家４７３	048(855)0484	猫の相談
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市小針領家１１６０	048(728)6071	し尿処理
(株) シー・エス・アイ	大針３２０	721-5923	ごみ収集
(株) 東 栄	大針３２０	721-5921	し尿収集 (丸山以外)
(株) 上尾サービスセンター	上尾市愛宕町１－９	048(771)0907	し尿収集 (丸山)
上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市瓦葺１５０	048(720)7870	小動物炉 の利用

## ごみ処理手数料

(令和7年4月1日現在)

種類	区分	単位	処理手数料	収集運搬手数料
	犬・猫等の動物の死体	1体につき	1,000円	1,000円
ごみ	一般世帯から生じた多量ごみ、又は粗大ごみ	10kgにつき	40円	1,000円
	上記のうち重量に比して著しく体積の大きいとき	1m <sup>3</sup> につき	500円	
	事業活動によって生じた多量の一般廃棄物	10kgにつき	230円	

※ 多量ごみとは、引越しその他の臨時的な理由により生じたごみをいう。

粗大ごみとは、自転車、じゅうたん類、家具等をいう。(家電リサイクル法対象機器によるエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等を除く)

※ 収集、運搬手数料はトラック1回を単位として徴収します。

## し尿処理手数料

(令和7年4月1日現在)

区分	手数料	備考
月額		
世帯割	450円	基本料金
人員割	270円	1人につき270円加算
従量割 (36リットルにつき)	270円	事業所等から生じたし尿を対象 (事業所等とは、事業所、寮その他多数の者が利用する施設)
改良便槽(無臭トイレ) 加算額	330円	改良便槽(無臭トイレ)については1世帯330円を加算

### 計算例

1世帯4人家族の場合

世帯割 人員割 家族数

450円 + (270円 × 4人) = 1,530円

(改良便槽の場合、1,530円 + 330円 = 1,860円)

### し尿収集運搬及び手数料徴収委託業者

(株) 東 栄 電話 721-5921 (丸山地区を除く町内全域)

(株) 上尾サービスセンター 電話 048(771)0907 (丸山地区)